

青森県教育委員会第921回定例会会議録

1 期 日 令和7年10月8日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時24分

4 場 所 教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

陳情第1号 県立郷土館の整備に係る件について

議案第1号 青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針について・・・原案決定

議案第2号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・・・原案決定（別紙）

議案第3号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・・・原案決定（別紙）

議案第4号 青森県立郷土館協議会委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定

その他 東青地区特別支援学校教室不足対応方策（案）について

その他 特別支援学校の校名変更の方針について

その他 県立高等学校教育改革に係る件について

その他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

風張知子（教育長）、平間恵美、新藤幸子、安田 博、松本史晴、中野博之

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

坂上教育次長、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、清川生涯学習課長、高井スポーツ健康課長、山館文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

平間委員、新藤委員

・書記

工藤奈保子、佐藤栞

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(坂上教育次長)

この度の案件は、県議会第323回定例会に提出された「令和7年度青森県一般会計補正予算（第2号）案（教育委員会所管分）」ほか2件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したため、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

まず、「令和7年度青森県一般会計補正予算（第2号）案（教育委員会所管分）」についてである。今回の補正予算の歳出予算額は、21億7,774万2千円の減額となっており、これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,296億3,381万4千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、参考資料のとおりである。

次に「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」についてである。

当該議案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、原則として現に支払った額に基づき旅費を支給することとし、旅行者に対する旅費の支給に代えて旅行役務提供者に対し旅費に相当する金額を支払うことができることとし、旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合において当該旅行者から返納させることに代えて当該旅行者の給与等から差し引くことができることとする等の改正を行うものである。

施行期日は、令和8年4月1日となる。

次に「工事の請負契約の件」についてである。

これは、五所川原農林高等学校寄宿舎の改築工事について、齋勝建設・ホリエイ特定建設工事共同企業体と6億8,200万円で請負契約を締結するためのものである。

なお、これらの議案については、先の県議会において原案どおり可決されているものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

陳情第1号 県立郷土館の整備に係る件について

(山館文化財保護課長)

新たな県立郷土館の整備に関する意見書について、この度、1件受理したため、その概要を御説明する。

本件は、県立郷土館の整備場所について、青森市への整備を求める内容となっており、青森市中央1丁目22番5号、青森市議会議長 奈良岡 隆から令和7年10月2日に受理したものである。

現在、県立郷土館整備検討会議において、整備場所候補地の基本的な考え方などを検討

しており、本年度中に検討結果について報告書を提出していただくこととしている。

県教育委員会としては、この内容も踏まえつつ、整備場所候補地を含め、これからの時代に求められる県立博物館の方向性を整理していきたいと考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ陳情第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針について

(坂上教育次長)

まず、「1 基本方針の策定に係る経緯」であるが、基本方針の策定に当たっては、本県の高等学校教育に関する有識者で構成する青森県立高等学校魅力づくり検討会議から提出いただいた検討結果報告書等を踏まえながら検討を重ね、去る8月6日に基本方針(案)を公表したものである。

その後、「2 パブリック・コメント及び地区懇談会の状況」にあるとおり、基本方針(案)に対する県民の皆様の御意見を伺ってきたところであり、前回の定例会では、いただいた御意見のうち主なものを御報告したものである。

「3 基本方針の修正内容等」について、文言修正のほか、県民の皆様の御意見を踏まえた修正を行うこととしたため、この後、御説明する。

「4 今後のスケジュール」について、令和8年10月頃の前期実施計画の策定に向け、地区懇談会を開催し、各地区の実情に応じた目指す学校像等の学校の在り方について御意見を伺うとともに、各地区の市町村長やPTA関係者等を委員とする学校の在り方地区検討委員会を開催し、各地区の望ましい学校配置案について協議することとしている。

それでは、基本方針の修正内容について御説明するが、軽微な文言修正については、説明を省略させていただく。

「第1 計画策定の趣旨」の項目については、令和19年の中学校卒業予定者数が、令和9年と比較し、3分の2程度となることが視覚的に理解しやすくなるよう、目盛りの最小値を0に修正するとともに、今後の生徒数の推移が分かるよう、令和20年から23年までの棒グラフを追加したものである。

「第4 生徒が『学びたい』と思う各学科の魅力づくり」の項目については、市町村への意見照会において、「学科の魅力づくりに当たり、地域の実情を踏まえる必要がある。」との意見があったことから、中学生のニーズや本県の産業の方向性に加え、地域の実情等も踏まえながら、各学科の魅力づくりを推進することとし、修正を加えている。

同じく第4の項目については、地区懇談会において、「総合学科の充実を図る学びの内容を明確にすべき。」との意見があったことから、基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける学習、将来の生き方や進路について考察する学びに加え、大学や地域、関係機関等と連携・協働した実践的・体験的な学びの充実を図り、自己の興味・関心等に応じて柔軟に科目を選択できる体制の整備に取り組むことを明確化したものである。

附属資料の資料1については、先程御説明した「第1 計画策定の趣旨」の項目の修正に伴うものであり、今後の中学校卒業予定者数の推移が分かるよう、令和20年から23年までの棒グラフ及びデータを追加したものである。

次に、パブリック・コメント、地区懇談会及び市町村への意見照会によりいただいた御意見に対する考え方について、参考資料にまとめているため、主なものを御説明する。

6～7番の意見は、実施計画の策定や高等学校の魅力づくりに当たって、中学生や高校生等の意見を聞く必要があるとの趣旨であり、これらの意見を踏まえ、現在、県内の市町村立中学校、義務教育学校、県立中学校、県立高等学校の生徒を対象に、アンケート調査を実施しているところである。

また、実施計画の策定に当たっては、パブリック・コメントや地区懇談会の実施により広く県民の皆様から御意見を伺うこととしている。

27～30番の意見は、少人数学級編制の実施校の拡充や実施校における1学級当たりの定員の更なる引き下げを求めるものである。

このことについて、基本方針においては、各校の実情に応じたきめ細かな指導の充実が図られるよう、教育効果や教育活動への影響等を考慮しながら、少人数学級編制の実施校の拡充等について検討することとしている。

いただいた御意見を参考にしながら、前期実施計画の策定に向けて検討を進めたいと考えている。

37～42番の意見は、通学手段の確保や通学支援の実施等を求めるものである。

このことについて、基本方針においては、「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点を踏まえ、6地区ごとに、通学環境等を考慮しながら、様々な役割を担う高等学校の配置を計画的に進めることとしている。

県教育委員会では、経済的理由により修学が困難な生徒を対象に、通学費や下宿費の負担軽減を図るため、（公財）青森県育英奨学会と連携し、高校奨学金通学費等返還免除制度を実施しており、通学費等の負担により修学が困難な生徒に対しては、このような制度を活用しながら、引き続き、通学費等の負担軽減を図っていきたいと考えている。

なお、特定の地域に限定した通学支援については、他の地域においても遠距離通学している生徒がいることを踏まえ、公平性の観点から課題があることから慎重な検討が必要と考えている。

43～48番の意見は、地域共育校に設置される地域協議会の詳細の明示や地域協議会への県の積極的な関与を求めるものである。

このことについて、基本方針においては、県や学校、地域、市町村等の関係者で組織する地域協議会をあらかじめ地域共育校に設置し、学校の活性化に向けた方策や学校の在り方等について協議することとしており、地域等と一体となって学校の活性化に取り組んでいくこととしている。

地域協議会の設置に当たっては、学校や地域等と連携しながら、令和8年度の設置に向けて検討を進めたいと考えている。

49～60番の意見は、具体の学校配置に関する意見となっているため、いただいた御意見を参考にしながら、前期実施計画の策定に向けて検討を進めたいと考えている。

次に、地区懇談会の概要について御説明する。

青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針の策定後には、前期実施計画の策定に向け、広く県民の皆様から御意見をいただきながら検討を進めるため、地区懇談会を開催することとしている。

開催日程及び開催場所は御覧のとおりであり、10月14日から10月20日までの期間で、県内6地区6会場での開催を予定している。

最後に、学校の在り方地区検討委員会の概要について御説明する。

まず、「1 目的」であるが、学校の在り方地区検討委員会は、前期実施計画の策定に当たり、あらかじめ地域の学校教育関係者等で地区の望ましい学校配置等を検討するため、県内6地区に設置するものである。

「2 組織及び委員等の構成」であるが、検討委員会は、委員及びオブザーバーで組織することとしており、市町村長、学校教育関係者、PTA関係者、産業界関係者等を委員とし、地区内の県立高等学校長をオブザーバーとする予定である。

「3 開催時期」について、学校の在り方地区検討委員会は、県内6地区で各3回程度開催し、開催時期は、11月、1月、2月を予定している。

(松本委員)

青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針については、本年2月に青森県立高等学校魅力づくり検討会議からの検討結果報告を受けて以降、教育委員会会議において十分に検討を重ねてきたところであり、各校・各学科の魅力づくりや学校配置の基本的な方向性がきちんと示された基本方針になったと感じている。

県民の皆様からいただいた御意見については、実施計画の具体的な取組に関する意見が多かったものと認識しており、私としても実施計画策定に向けた検討の参考としたいと考えている。

(平間委員)

No. 61～63に意見の取扱いに関する意見があったが、参考資料のとおり、地区懇談会やパブリック・コメントによりいただいた御意見に対し、事務局が整理した考え方がまとめられており、今回の修正内容についても理解できる。

また、10月に開催する地区懇談会の目的や意見の取扱いについては、参考資料にも記載されているとおり、学校の在り方地区検討委員会の参考とすることとしていることから、望ましい学校配置の検討につながるような各地区の実情に応じた目指す学校像等の学校の在り方について県民の皆様から多くの御意見をいただけるよう、様々な媒体を通じて周知に努めていただきたい。

(安田委員)

基本方針では、地域とともにある高等学校づくりを進めることとしており、今後、市町村の更なる協力が必要になることから、こどもたちにとって望ましい学校配置を地域とともに考えていくことは重要であると考えます。

今後実施される学校の在り方地区検討委員会の委員構成については、各市町村長を委員とするとのことであり、これまで実施してきた地区意見交換会よりも更に幅広い意見をいただけることを期待している。

事務局では、学校の在り方地区検討委員会において、基本方針を踏まえた議論が深められるよう、中学校卒業予定者数の推移や削減が必要となる学級数を示しながら、基本方針の考え方などを丁寧に説明にしていきたい。

また、学校の在り方地区検討委員会における協議状況については、今後の教育委員会会議で随時報告していただくようお願いする。

(新藤委員)

パブリック・コメント等のNo. 6・7について、県内の中学生や高校生等を対象にアン

ケート調査を実施する予定とあるが、アンケート調査の概要と調査結果の取扱いについて伺いたい。

（佐藤高等学校教育改革推進室長）

今回のアンケート調査は、学校の在り方地区検討委員会における各地区の望ましい学校配置の検討の参考とするため、10月中の実施を予定している。

調査項目については、高校での学びに関することや県立高校に求めることなどに関する質問を設定している。

このアンケート調査の結果と併せて、令和5年7月に、県内の中学生、高校生、保護者、教員、市町村関係者、企業を対象に実施した、高等学校教育に関する意識調査の結果についても、第1回の学校の在り方地区検討委員会で提示する予定であり、こどもたちの意見を踏まえた議論が進められるものと考えている。

（新藤委員）

こどもたちの意見を聞く点を考慮していただけたことは大変ありがたい。

高校教育改革は、こどもたちがまんなかにあるべきであり、こうしたアンケート調査や意識調査により、こどもたちの声を聞くことは非常に大切である。

実際に通う中学生や高校生から、自分たちの学校がどうなるか、どうなってほしいかという声を聞くべきであると考える。

各地区の望ましい学校配置を検討するに当たっては、どうしても学校の存続や廃止に目が向きがちであるが、こどもたちの声を届けることで、今後の生徒数の減少を見据えながら、こどもたちが学びたいと思う学校はどのような学校なのか、充実した教育環境を整備するにはどのような学校配置が望ましいかなど、常にこどもたちを中心に据えた議論となるようにしていただきたい。

（中野委員）

基本方針策定後、具体的な取組を示す前期実施計画の策定に向け、地区懇談会や学校の在り方地区検討委員会を開催し、意見を伺いながら検討を進めていくことになるが、実施計画の内容について教育委員会会議ではどのように議論を進めるのか確認したい。

（佐藤高等学校教育改革推進室長）

学校の在り方地区検討委員会では、地区懇談会を踏まえた各地区の望ましい学校配置案について意見交換した上で、それぞれの検討委員会における意見を取りまとめ、年度内に報告書を教育長へ提出いただくことを予定している。

その後、基本方針や学校の在り方地区検討委員会における意見等を踏まえながら、教育委員会会議において、前期実施計画の項目ごとに、具体的な取組の方向性について、教育委員の皆様を検討していただいた上で、前期実施計画（案）として取りまとめ公表することとして考えている。

計画案公表後は、パブリック・コメントや地区懇談会を通して、県民の皆様から御意見をいただき、実施計画の策定に向けて更なる検討を行うことを想定している。

（教育長）

他に意見等はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

議案第 2 号 市町村立学校職員の人事について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第 3 号 市町村立学校職員の人事について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第 4 号 青森県立郷土館協議会委員の人事について
(山館文化財保護課長)

「博物館法」及び「青森県立郷土館協議会条例」に基づき設置している青森県立郷土館協議会委員の任期が、令和 7 年 10 月 20 日をもって満了となるため、委員 11 名を任命するものである。

今回任命する委員のうち、新任は、佐藤史子氏、山田昭氏、高橋多恵子氏、柿野亘氏、竹中恵理氏で、長根朋子氏ほか 5 名は再任である。

なお、委員の任期は令和 7 年 10 月 21 日から令和 9 年 10 月 20 日までの 2 年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 2 号については原案のとおり決定する。

その他 東青地区特別支援学校教室不足対応方策（案）について

(下山学校教育課長)

はじめに、「1 本県特別支援学校における児童生徒数等の現状」についてである。

近年、知的障がいを対象とした特別支援学校について児童生徒数の増加が続き、令和 8 年度以降も増加が見込まれる状況にある一方、それ以外の特別支援学校は児童生徒数が横ばい、または減少傾向にある。

増加している知的障がい特別支援学校の中でも、特に青森第二養護学校の在籍数がここ数年急増している。

青森市内で教室不足になっているのはこの青森第二養護学校のみであり、令和 8 年度以降さらに教室の不足数が増加する見込みである。

その一方で、同じ青森市内の、肢体不自由特別支援学校である青森第一養護学校、知的障がいと肢体不自由の併置の特別支援学校である青森第一高等養護学校は、在籍数が減少傾向にあり、教室数にも余裕がある状況である。

このような状況の中、「2 学びの環境の改善にむけた課題」として、①青森第二養護学校については、青森市内唯一の知的障がいの小中学部を設置する学校のため東青地区の児童生徒が集中する環境にあり、これまで増築や特別教室の普通教室への転用で対応してきたが、更に児童生徒数が増加した場合、これ以上の教室不足への対応が困難な状況にある。また、市内東部に立地していることから、西部在住の児童生徒にとっては通学時間が

長くなるという現状もある。

次に②について、青森市内の肢体不自由特別支援学校は、小中学部を設置する青森第一養護学校と、高等部を設置する青森第一高等養護学校があるが、両校の設置場所が離れており、中学部から高等部への引継や卒業後の進路まで見通した指導の充実のため、特別支援学校PTA連合会から青森第一養護学校への高等部設置の要望が出されている。

③青森第一高等養護学校については、平成27年度と比較すると生徒数が半減しており、空き教室が増えている状況で、この空き教室を、他の知的障がい特別支援学校の学びに活用し、校舎内に児童生徒数が増えることで、多人数での教育活動の実践が可能となる。

「3 学びの環境の改善に向けた分教室の設置の検討」であるが、前述の課題に対して、「学びの環境の改善」、「校舎の有効活用」、「児童生徒の通学の利便性の確保」の観点から、当面の対応として分教室の設置を検討し、分教室を設置した場合にニーズがあるのか、児童生徒及び保護者に対する意向確認のためのアンケートを実施したものである。

アンケートの内容としては、①青森第一高等養護学校の校舎を、青森第二養護学校の「希望する」児童生徒が利用すること、②青森第一養護学校の校舎を、青森第一高等養護学校の「希望する」肢体不自由部門の生徒が利用することとした。

「4 アンケート意向確認調査の結果」のとおり、令和8年度からの分教室の利用希望について、①青森第二養護学校の小学部1年から中学部2年の児童生徒174名のうち、小学部13名、中学部8名の計21名から希望があったもの。

②青森第一養護学校の中学部3年については、対象者2名中2名から希望があったもの。なお、中学部1・2年を対象とした令和9年度以降の分教室の利用希望についても、対象者8名中8名から希望があったものである。

③青森第一高等養護学校の高等部1・2年については、希望者はいなかったものである。

「5 令和8年度からの分教室の設置について」のとおり、青森第二養護学校（小・中学部）では一定のニーズがあること、青森第一養護学校については中学部が全員、分教室での学びを希望しているということが判明した。

また、青森第二養護学校については、令和8年度に小学部へ入学する児童生徒保護者の意向は含んでおらず、今後対象者の意向確認の結果、更に分教室の利用希望が増える可能性があるもの。

よって、令和8年度から、希望する児童生徒のために、当面の間、分教室を設置することとしたいと考えている。

なお、当面の対応として分教室を設置するが、令和9年度以降の対応については、令和8年度に開催予定の新特別支援教育推進ビジョン検討会議（仮称）において、検討することとしている。

ただし、令和8年度から分教室で学ぶ児童生徒の学ぶ場所（校舎）は、新ビジョン策定後も変わらない見込みとしている。

（平間委員）

現在、青森市以外で、青森第二養護学校のように教室不足となっている学校はあるのか伺いたい。

（下山学校教育課長）

青森第二養護学校以外の知的障がいの特別支援学校においても、児童生徒数は増加傾向にあるが、現在、普通教室を確保するための校舎の増築や、特別教室等を普通教室として

転用するなど、他校においては校内で必要な教室を確保している状況である。

（平間委員）

分教室を設置したとして、設置先で再び教室が不足して、更に児童生徒の移動が余儀なくされることは避けるように、計画性をもって対応していただきたい。

（新藤委員）

意向確認アンケートの説明の際に、保護者からはどのような意見が出されたのか伺いたい。

（下山学校教育課長）

現在登下校で使用している放課後等デイサービスについて、業者への説明予定があるのか、といった意見や、スクールバスが運行されるのか、といった通学に対する意見や、給食は提供されるのか、といった様々な意見があったため、県教育委員会としては学校生活環境を整えるようにしっかりと準備を進めたいと考えている。

（新藤委員）

分教室を利用する児童生徒が安心して通学・生活が送れるように、保護者が不安を感じないように、分教室の設置が決まった段階で、外部への丁寧な説明や、関係機関との連携をお願いしたい。

（安田委員）

分教室を設置することにより、こどもたちにとってどのようなメリットがあると考えているのか伺いたい。

（下山学校教育課長）

現在青森第二養護学校では限られた環境の中で多くの生徒が学んでいる状況である。分教室の設置により現在よりも広いスペースで学習できるといったメリットがある。

また、青森第二養護学校は市内東部の端に位置しているため、市内西側に居住している児童生徒については通学時間が短くなるといったメリットもあると考える。

（安田委員）

分教室を検討している児童生徒保護者に対して、そういったメリットを十分説明して安心していただきたいと考えるためよろしくお願いします。

（松本委員）

分教室を設置した場合、学校行事や学級担任はどうなるのか伺いたい。

（下山学校教育課長）

学校行事については、分教室が設置された場合、分教室単独なのか、本校と一緒に実施するのか、分教室の設置先の学校と一緒に実施するという3つのパターンが想定されるが、その行事の性質等を勘案し、関係校同士で協議のうえ決定する。

また、学級担任などの分教室で勤務する教員については、基本的に分教室の設置先で勤

務することとなり、児童生徒数に応じ必要な教員数を配置するものである。

(松本委員)

学校行事については、児童生徒保護者にとっては重要な活動であるため、分教室での取り扱いについて事前に十分に保護者へ説明していただきたい。

(中野委員)

今回の対応策を決定した場合、保護者に対してどのように説明していくのか伺いたい。

(下山学校教育課長)

今後、分教室を希望する児童生徒の保護者や、次年度青森第二養護学校を希望する未就学児の保護者等に対して、説明会を開催することを考えている。

この説明会において、分教室利用者の使用教室や活動スペースなど決まっている情報について説明し、学校行事や教育課程など調整が必要なものについては、決まったものは早期に保護者へお知らせしていく。

(中野委員)

学ぶ場所が変わることは児童生徒保護者や、これから特別支援学校へ入学する未就学児保護者に対しては、出来るだけ不安を取り除くように、丁寧に分教室における教育活動などの説明を行っていただきたい。

(平間委員)

保護者から放課後等デイサービスに関する意見があったと説明いただいたが、保護者にとってこどもを放課後等デイサービスの支援は大変重要なことである。

そのため、先ほど学校生活の環境を整えるように準備を進めたいという回答があったが、県教委育委員会が主導となって、学校と放課後等デイサービスが連携を取れるように進めていただきたい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ東青地区特別支援学校教室不足対応方策（案）については、青森県教育委員会として了解した。

その他 特別支援学校の校名変更の方針について

(下山学校教育課長)

はじめに、「1 これまでの経緯」であるが、①のとおり平成19年に「盲・聾・養護学校」が法律上、障がい種を超えた「特別支援学校」となった。本県では当時校長会等に意見照会を行った上で検討した結果、校章や校歌に「養」の文字を含む、校名に馴染みがあるなどの理由で、設置済みの学校の校名変更を見送っている。

また、その後②のとおり、平成29年4月に本県の県立学校では初の校名に「支援学校」を用いた八戸高等支援学校が開校し、他の学校の校名について特別支援学校PTA連合会等に意見照会を行ったが、丁寧かつ慎重に進めてほしいとの要望があり、この際も校名変

更を見送っている。

現在は③のとおり、校名に「養護」を使用している都道府県は、本県を含む8道県であり、高等学校長協会や特別支援学校PTA連合会からは校名変更の要望が出ている。

「2 実施の検討」であるが、令和9年4月に県立盲学校が青森聾学校敷地内に移転し、青森聾学校と併設され、黒石養護学校が旧黒石商業高校跡地に移転する予定であり、新校舎となるタイミングで校名を変更することとする。

また、校名変更の目的としては、法律上「盲・聾・養護学校」から「特別支援学校」に一本化されたことを受けた対応であることから、先程の3校以外の学校も含め、令和9年4月に校名変更を行うこととし、具体的な検討を行うもの。

ただし、青森市内の青森第一、青森第二、青森第一高等及び青森第二高等養護学校の4校は、令和8年度に開催予定の新特別支援教育推進ビジョン検討会議（仮称）において、当面分教室を設置する予定の各学校の対応を検討する際、校名変更についても併せて検討する。

変更に係る「3 基本的な考え方」であるが、原則として、学校名を「～支援学校」とする。

次に、盲・聾学校については、これまで継承されてきた長い歴史などの現状を勘案し、学校と関係団体の意見を踏まえて検討する。

校名に第一・第二を含む学校については、地域によって校名と障がい種が異なっている等の状況を鑑み、公募を行って意見を集約する。なお、東青地区の4校は、令和8年度の検討会議において対応を検討する。

八戸高等支援学校を除くそれ以外の学校については、原則これまでの校名となっている地域名を生かしつつ、「～養護学校」から「～支援学校」への変更を基本とする。

八戸高等支援学校については、既に「支援学校」であり、変更はしないもの。

「4 公募について」は、フォームでの応募により、広く一般県民から募りたいと考えている。

なお、留意事項であるが、校名については応募数の多さで決定するものではなく、最終的に県立学校としての統一感を考慮し県教育委員会において決定する。

「5 校名変更スケジュール」のとおり、来月11月から、公募及び学校・関係団体への確認を進めてまいる。その後、令和8年3月の教育委員会会議において校名を決定・公表し、令和8年6月議会において条例改正を行う予定としている。

（平間委員）

盲・聾学校において意見を聴取する「関係団体」とはどういった団体か伺いたい。

（下山学校教育課長）

県視覚障害者福祉会と県ろうあ協会を想定している。

全国的にも盲・聾学校といった名称をそのまま使用している都道府県もあるため、その点を踏まえながら関係団体にも意見を聴取しながら検討を進めていきたいと考えている。

（平間委員）

関係団体の意見も十分聞きながら、校名変更の検討を行っていただきたい。

(新藤委員)

応募校については、学校に在籍する児童生徒についても、意見を出すことは出来るのか。

(下山学校教育課長)

フォームで広く一般に公募することとしているため、学校に在籍する児童生徒や教職員についても意見があれば、応募することが可能である。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ特別支援学校の校名変更の方針については、青森県教育委員会として了解した。

その他 県立高等学校教育改革に係る件について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

県立高等学校教育改革に係る要望書について、この度、1件を受理したため、その概要を御説明する。

本件は、青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画における地域校4校に係る募集停止等の基準の適用について、地域協議会における協議を踏まえた柔軟な取扱いを求めることなどを内容としており、青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43、地域校立地町村連絡協議会会長 沼澤修二 外3名から令和7年9月22日に受理したものである。

令和10年度以降の県立高等学校教育改革の推進に向けた青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針では、地域校制度を解消するとともに、各実施計画期間開始時において、市町村に1校のみ配置される1学年当たり2学級以下の規模の高等学校を、地域等と一体となって学校の活性化に取り組む「地域共育校」として配置することとしている。

また、地域共育校として配置する高等学校については、教育活動の質の向上に計画的に取り組むことができるよう、県や学校、地域、市町村等の関係者で組織する地域協議会を令和8年度に設置することとしている。

なお、地域校が令和8・9年度で募集停止の基準に該当した場合には、地域協議会における協議の結果を踏まえながら、市町村等との協議を通じて対応を判断することとする。

今後も、教育活動の充実に向けた事業を展開し、地域共育校の活性化が図られるよう、魅力ある高校づくりを更に推進してまいる。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ県立高等学校教育改革に係る件については、青森県教育委員会として了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。